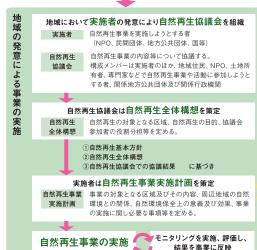
自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

政府が自然再生基本方針を策定 自然再生基本方針 (自然再生を総合的に推進するための基本方針) 自然再生事業の進行状況等を踏まえておおむね5年毎に見直す。





協議会委員による現地確認の様子





自然再生全体構想における目標設定(自然環境保全上の意義)

自然再生全体目標

この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物 を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役立つこと、人と自然が共生していくことを願って、

「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全再生を図る。」

生物の多様性

個別目標

湖岸環境の保全・再生 地域の特色と変遷を踏まえ、 多様な生物の生育・生息する 水辺を保全・再生する。

個別目標

人と湖のつながりの再生 霞ヶ浦を身近に感じられる水辺を 再生するとともに、霞ヶ浦環境科 学センターとも連携した、学習等 の場として活用する。

などの現状との整合。

「多様な動植物が生育・生息し、 里と湖の接点を形成する湖岸帯 の保全・再生を図る。」

個別目標

湖岸景観 (場) の再生 心が癒され安らげる、湖岸景観 を保全・再生する。

湖岸景観

人と湖のつながり

配慮事項

きれいな水の再生

湖岸の自然再生を通じて、霞ヶ浦 の水質改善に寄与すること。

触れてみたくなる水辺の再生 水辺の安全・安心に配慮する。

お問合せ先

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 事務局

自然と人の暮らしの共存

自然再生と住民の安全や漁業

〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510 国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 調査課 電話:0299-63-2415

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生事業の取り組み

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会













各区間における事業の目的

A 区間

- ▶ 陸と水とを遮断する矢板列の一部を切断して、湖と連続性を持つ水辺空間を再生する。
- ▶ 自然の力を借りながら、複雑な湖岸線を持つ浅水域を形成して、多様な動植物が棲む 湖岸を再生する。
- ▶実施後の経過を追跡調査して、当該区間及び他区間での今後の自然再生事業計画の 立案に資する知見を得る。
- ▶ 霞ヶ浦において衰退が著しく、保全上重要な植物を維持できる場を再生する。





かつては霞ヶ浦の浚渫土仮置きヤードとして使われていたA区間。矢板列の一部を切断・開口し、多様な動植物が生育・生息するワンドを造成。

B 区間

- ▶治水上必要な施設を設け、既存堤防を一部開削することにより、浅水域、静水域、 深場を持つ湾入部などの湖岸環境を整備する。
- ▶ 湖岸帯の既存植生や、ヤードに残された湿地帯は可能な限り保全する。
- ▶複雑な湖岸線を持つ浅水域、静水域、深場等を形成して、多様な生物の生息環境を 再生させる。





再生したヨシ群落の前面にてカイツブリの営巣を確認(平成30年6月17日撮影)

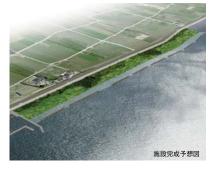
C ~ F 区間

▶ 既存植生を保全し、散策利用等に配慮した景観の保全を図る。

G 区間

- ▶ 既存植生を保全しながら、湖と連続性を持つ水辺空間を再生する。
- ▶既存離岸堤を活用しつつ、既存植生前面に生育場を延長して、既存植生の保全、再生を目指す。
- ▶旧養殖場を改善し、霞ヶ浦の貴重な浮葉、沈水植物の生育空間を作り、 多様性を向上させる。







H 区間

- ▶ 既存植生を保全しながら、湖と連続性を持つ水辺空間を再生する。
- ▶ 自然攪乱を取り入れ、複雑な湖岸線を持つ浅水域を形成して、 多様な動植物が棲む湖岸を再生する。
- ▶ 霞ヶ浦において衰退が著しく、保全上重要な植物を維持できる場を再生する。
- ▶ 安全で効果的な、環境学習の場として活用する。





┃区間

- ▶ 消波施設(島堤)により浅場を整備し、多様な水際、植生を再生する。
- ▶ 自然攪乱を取り入れ、複雑な湖岸線を持つ浅水域、静水域等を 形成し、多様な生物の生息環境を再生させる。
- ▶ 安全で効果的な、環境学習の場として活用する。



